

## 船舶事故調査報告書

平成27年1月22日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	のり養殖施設損傷
発生日時	平成26年2月10日 20時30分ごろ
発生場所	三重県鳥羽市菅島南方沖 鳥羽市所在の菅島灯台から真方位182° 1.35海里付近 (概位 北緯34° 28.6′ 東経136° 54.5′)
事故調査の経過	平成26年3月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	液体化学薬品ばら積船 第五新宝丸、199トン 131442、有限会社平岡海運 45.04m (Lr) × 7.80m × 3.30m、鋼 ディーゼル機関、588kW、平成元年12月1日
乗組員等に関する情報	二等航海士 男性 26歳 六級海技士（航海） 免許年月日 平成22年12月1日 免状交付年月日 平成22年12月1日 免状有効期間満了日 平成27年11月30日
死傷者等	なし
損傷	本船 なし のり養殖施設 のり網に破損
事故の経過	本船は、船長及び二等航海士ほか2人が乗り組み、水酸化カリウム100m <sup>3</sup> を積載し、愛知県名古屋港から阪神港大阪区に向け、三重県桃取水道を通じた後、加布良古水道を経て菅島南方沖を手動操舵により微速力前進約6.0～7.0ノットで東北東進していた。 二等航海士は、単独で船橋当直中、ほぼ真向かいに反航する貨物船の灯火を視認した後、同船が行ったせん光2回を認めたととき、貨物船が右舷を対して互いに避けたいとの意思表示と理解した。 二等航海士は、菅島南方沖に設置されているのり養殖施設（以下「本件施設」という。）の灯火を左舷船首方に視認していたので、本件施設にはまだ達していないものと思い、反航の貨物船を避けようとして左舵を取った直後、平成26年2月10日20時30分ごろ、舵輪に異常な振動を感じて機関を中立運転とした。

	<p>本船は、機関が停止したので、事故発生場所付近に錨泊し、来援した潜水士によってプロペラに絡んでいた本件施設ののり網が取り除かれ、12日15時00分自力で鳥羽市鳥羽港に入港した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 3、視程 約5km 海象：潮汐 下げ潮の末期</p>
その他の事項	<p>本件施設は、菅島南東方沖に設定された一辺の長さ940mから2,050mの四辺形の区画に、のり及びわかめ養殖施設34箇所が9月1日から翌5月1日までの間設置されており、四辺形の各端に夜間標識が設けられていた。</p> <p>本船は、船長が出港前の荷役の立会い等で疲労が重なって休んでいたことから、二等航海士による単独操船で桃取水道を通じた後、加布良古水道を経て菅島南方沖を航行していた。</p> <p>本船は、通常、伊良湖水道を航行していたが、北北西の強風が吹いていたことから、船長が桃取水道を航行することにした。</p> <p>二等航海士は、加布良古水道から菅島南方沖に向かうときは、菅島南端の南東方沖1,200m付近に所在のヨセマル灯浮標至近で左転していたが、本事故時、貨物船と行き合う前、左舷船首方に進路が交差する態勢で接近する漁船の灯火を視認したことから、同灯浮標の手前で左転していた。</p> <p>二等航海士は、本事故後、本件施設東端の灯火を本件施設南端の灯火と誤認したと思った。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、菅島南方沖を東北東進中、二等航海士が、反航する貨物船を避ける際、菅島南方沖の本件施設東端の灯火を本件施設南端の灯火と誤認し、本件施設にまだ達していないものと思い、本件施設側へ左転したことから、本件施設に進入し、のり網が損傷したものと考えられる。</p> <p>二等航海士は、ほぼ真向かいに反航する貨物船が行ったせん光2回を視認したとき、貨物船が右舷を対して互いに避けたいとの意思表示と理解し、左転したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、本船が菅島南方沖を東北東進中、二等航海士が、反航する貨物船を避ける際、菅島南方沖の本件施設東端の灯火を本件施設南端の灯火と誤認し、本件施設にまだ達していないものと思い、本件施設側へ左転したため、本件施設に進入したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p>

- |  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 養殖施設が設置されている海域を航行する場合は、養殖施設から十分な距離を隔てて航行すること。</li></ul> |
|--|---|